

日EU・EPA大枠合意の主な内容 (政府調達：鉄道分野)

平成29年8月31日

日EU・EPA 大枠合意の主な内容について（政府調達：鉄道分野）

日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート （平成29年7月6日外務省経済局）

Ⅱ 市場アクセス交渉の結果

2 物品以外の市場アクセス

（4）政府調達

- 日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、市場アクセス拡大のための措置を双方がとることとなり、日本側が安全注釈（運転上の安全に関連する調達をGPAの対象外とすることができる注釈）を撤廃し、EU側は、GPAでは日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放する。

合意内容

日本側：安全注釈の撤廃

EU側：EU側注釈（日本企業を国際入札の調達先から除外できるとの注釈）について、車両を含む鉄道産品の一部を撤廃

（参考）政府調達（鉄道分野）関連：安全注釈（OSC）について

W T O改正政府調達協定

W T O政府調達協定（G P A : Government Procurement Agreement）が改正され、2 0 1 4 年 4 月に発行。

協定本文

調達のルール（無差別待遇及び調達手続きの透明性確保等）を規定

附属書

各国が対象とする機関、対象とする物品・サービスが掲げられる

日本の付表

付表 1 ～ 3 対象機関

例）～株式会社（注a）

「運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない」とする注釈を設けており（例：付表 3 注釈a）、「鉄道車両等運転上の安全に関する物品やサービスを調達する場合は国際入札によらなくてもよい」としている。これを「安全注釈（O S C : Operational Safety Clause）」という。

付表 4 ～ 7 対象物品・サービス等